

平成 26 年度第 2 回加古川市子ども・子育て会議 議事要旨

日時	平成 26 年 5 月 30 日（金） 14 時 00 分から 16 時 00 分
場所	加古川市役所 議場棟 2 階 第 4 委員会室
出席者（委員）	杉山委員、大辻委員、河口委員、木村委員、小泉委員、諏訪委員、藤井委員、 藤池委員、藤木委員、松浦委員、三柴委員、名生委員、矢野委員 （石堂委員【欠席】）
会議次第	1. 開会 2. 議事 （1）「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の設定について （2）子ども・子育て支援新制度の施行に向けて本市が策定する基準関係条例について （3）その他 3. 閉会
配布資料	資料 1 : 平成 26 年度第 2 回加古川市子ども・子育て会議座席図 資料 2 : 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の設定（案） 資料 3 : 「量の見込み」の設定方法（案） 資料 4 : 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（案） 資料 5 : 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて本市が策定する基準関係条例の概要 資料 6 : 各基準関係府省令の概要一覧表 資料 7 : 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（詳細） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（詳細） 参考資料①：子どもの区分（「保育の必要性」の認定区分） 参考資料②：本市の子ども・子育て支援事業に関する教育・保育提供区域 参考資料③：「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」（平成 27 年度）【補正後】 参考資料④：就学前児童年齢別通園状況

議事要旨

1. 開会	開会の宣言
2. 議事	（1）「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の設定について
事務局	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の設定について事務局より説明を行った。

委員	【「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の設定について説明】資料２～４ 資料４の「１．（１）３号認定」の０歳児について、最終調整後の「量の見込み」が５５８人（区域Ａ）という数字が出ているが、現在利用されている方は２５８人とある。育児休業を取られている方も多くいらっしゃるし、アンケート調査の結果を見ても０歳児の保育は希望の方が非常に少なかったように思うが、ニーズとの差が３０７人となっている。この差を、５年で用意されるということか。少し多いのではないか。３０７人分の用意が必要なのか。
事務局	国の算出方法については、潜在的なニーズも含め、最大限とするものである。前回の会議において、特に０歳児については実態との乖離が大きいということで、このたび補正をするに至った。潜在的なニーズをどこまで捉えるかというのが難しいところだが、補正を行うにあたっては、アンケート調査の回答等を参考に合理的な補正を行いたいという観点で導き出したものである。感覚的には、これでもまだ若干多いのかなと感じる部分もあるが、補正を行うにあたっては具体的な理由付けが必要であり、合理的な補正を行った結果が、お示ししているような数字である。
委員	この数字でいくということであれば、それで構わない。 ただ、この３０７人という０歳児の保育の確保を計画に載せるとして、施設や人員の確保という面から、人員配置は０歳は３：１の基準ということもあり、どのくらい確保できるのか。
事務局	３０７人の差を埋めるということになるが、来年度入園に向けて今年の９～１０月に入園申込みの実績が発生する。また、平成２７・２８年度の実績を考慮して、実際にどれだけの数を確保しなければならないのかを判断していきたいと考えている。
委員	資料４に示されている網掛けの部分は、市としては、目標とする数字で、５年の計画の中でまだまだ変わっていくということか。
事務局	行ったり来たりというようなことは考えていないが、利用実績を考慮して、計画の中間年である平成２９年度にはローリングで見直しを行う。その時点での変更というのは大いにあり得ると考えている。

委員	資料４の（３）「１号認定、２号認定（幼稚園）」について、区域Ｃでは「定員数」が「量の見込み」より２０９人多いとされているが、区域内の施設の定員数というのは、どのように計算しているのか。
事務局	私立幼稚園については認可・公表されている定員数で、公立幼稚園については１学級あたり３５人で計算している。
委員	子育てしている母親としての立場から絶対に言いたいこととして、公立幼稚園で４歳児を受け入れて欲しいという気持ち強い。アンケート結果等をもとに「量の見込み」を示されているが、アンケート結果の自由意見「保育所・幼稚園」の部分には「４歳児を受け入れて欲しい」とある。２，０００人強の方が回答されたアンケートにおいて、３５０人を超える意見があるということは、０歳児や１歳児の受け入れを議論するのも大事なことだが、この声は３歳児や４歳児の保護者の意見として、加古川市では５歳児しか確実に受け入れてもらえずに悩んでいる保護者がどれだけいるかという結果を表していると思う。 前回の会議で委員から「加古川市のポリシーは何か。制度を実施していくにあたって、加古川市はどうしていくのか。」という意見があった。計画を定めていくにあたっては、何年後にどういう方向に向かうのかということはこの会議の中で定めていく必要があると思う。予算など、いろいろな面を考える必要があると思うが、今後、加古川市として４歳児の受け入れについてどのような方向性を持っているのか教えていただきたい。
事務局	計画に記載する「量の見込み」の「１号認定、２号認定」の部分には、３歳児、４歳児、５歳児のすべてのニーズが含まれているという点や、アンケート調査の自由記述の欄について多くのご意見があったという点も考慮して、確保体制を考えていくにあたっては、現在、庁内で検討を進めているところである。今しばらくお待ちいただきたいが、４歳児の確保体制も含め、市の考えをお示ししたいと考えている。
委員	教育委員会としては、おっしゃられたようなニーズがあることは理解している。ニーズ調査の結果や自由意見等を踏まえて、今後の方向性を、今、検討しているところである。この場で「やります」とは申し上げられないが、確定ではないが拡充の方向で検討したいと考えている。
委員	前回の会議で「量の見込み」と利用実績の乖離について、意見を述べさせていただいた。今回、それを踏まえて補正の数字を見せていただいた

	が、補正をしたとしても「量の見込み」と利用実績の乖離は相当あると思う。特に区域 A, B, C を分けると、区域 A の乖離というのが非常に大きい。国の示した方法による「量の見込み」と、今回それを補正して提示された「量の見込み」、それと利用実績は 5 年間の利用実績を見ながら収れんさせていくということであり、設備、人、ものを一度に投資せずに徐々に投資するというのは賢明な策だと思う。ただ、この「量の見込み」に信憑性があるのかどうかということについて、国の示した方法による「量の見込み」はあまりに多いように感じる。現実の数字に対する「量の見込み」の正確性という点について、事務局としてはどのように捉えているのか。
事務局	目安としてお示しさせていただいている「利用児童数等」は、平成 26 年 3 月の年度末時点の公立認可保育所、私立認可保育所の入所児童数と、これらの保育所の待機児童数であり、入所数が年間で一番多い時期である。この認可保育所での最大の数字を参考に、どの程度の差があるのかということを検討している。また、加古川市内には認可外の保育施設が多く、今回、参考資料④としてお示ししているように 1, 663 人の利用がある。この認可外保育施設も加味して「量の見込み」を見ると、ある程度適正な「量の見込み」となっているのではないかと分析している。
委員	これから毎年チェックをしていただき、5 年後にこの差が結果としてそのまま出ないようにしていただかないといけない。 資料 4 を見ると、「量の見込み」と利用実績の差異は、区域 A が多い。教育・保育提供区域は A, B, C の 3 つに区域割を行ったが、区域 A に偏っている点で、例えば区域 A で入園できなかった方が区域 B や区域 C で教育・保育を受けるとするのは地理的にも大変である。住んでいる区域の中で対応したいというようなことは当然考えられるし、参考資料②の中には、交通機関といったアクセス面も記載されているが、加古川市以外にお勤めの方であれば駅の近くに子どもさんを預けて勤務に行かれるという方がいらっしゃることも考えられる。今後 P D C A サイクルを進めていく際には、特に区域 A をもう少し 3 ～ 4 分割して区域 B や区域 C と母数を合わせた見方というのにも必要ではないかと感じた。「今」というわけではないが、これから実績等の推移をみていく中で区域 A という大きな「くくり」だけで進めていくとポイントがずれてしまうような気がする。このような観点も入れていただければいいのではないかと。
事務局	区域の設定については、これまでもご議論いただき、整備をすべき区域と、現状施設において経営を安定化していく区域とに分けて、このよ

	うな区域設定とさせていただいたところである。確かに区域Aについては、分母が大きいという側面があるが、現状は、町ごとやブロックごとよりももう少し広い範囲で利用されているというのが実態である。当初については、一旦この区域で設定したわけであるが、今後、整備等を含め、計画としては「住んでいるところで、必要な教育・保育が受けられる」というのがこの制度の理想である。利用実態が、今後もう少し狭まるようなことであれば、区域そのものの見直しも必要ではないかと考えている。ただ、この区域設定が、区域外の利用も含めた保護者の方のニーズを妨げるものではないし、未来永劫このままというわけではなく、中間年から5年後かはわからないが、児童数等も踏まえながらこの会議においてご議論いただき、必要に応じて区域の見直しも考えるべきかと考えている。
委員	了解した。 私は、区域Aが人口が多いということを指摘しているわけではなく、区域Cは区域は広いものの人口密度は低いとか、アクセス面が不便であるとかいうことも含めて様々な検討をすべきだと思う。加古川の場合は色々な地域の特性があるので、その地域特性を加味して検討いただきたいということである。決して区域Bや区域Cをないがしろにしようという意図ではないことを申し添えておく。
委員	それでは、このたび事務局から提示した設定（案）で、今後の提供体制を検討していくということによろしいか。
委員	（委員賛同）
委員	委員からご意見のあった公立幼稚園における4歳児の受け入れの件については、今後もその視点からご意見をいただきたいと思う。 「量の見込み」と利用実績、補正の件について、参考資料④の2枚目に棒グラフをお示ししている。これは、各年齢児が、何を利用されているかというのを示したものであり、基本的には、認可外保育施設を利用されている方と在宅で教育・保育ニーズのある方の「席」を用意していくという考え方になる。このたびのアンケート調査の結果で出たニーズとの差をどうするのかということで、最終的には、その白地にある教育・保育ニーズを埋める状態を目指しなさいというのが、子ども・子育て支援法が一番大きな目標になる。一度には無理なので、この先5年間もしくは3年間でどのようにしていくのかということについて、この場でご意見を頂戴したいと考えている。そのご意見に基づいて、市の方で案を

委員	まとめていきたい。 参考資料④の２枚目のグラフにおいて、幼稚園に行きたくても行けないという４歳の方がどこにいらっしゃるのかは、正確なところは市として把握していない。認可外保育施設の５４１人に入っているかも知れないし、保育に欠けているのであれば公立や私立の保育園に通われているかも知れない。教育を受けたいという４歳児が多いことも十分承知しているが、どのように確保策を検討していくかはもう少し議論が必要である。後戻りして申し訳ないが、加古川市の就学前のお子さんがどのような現状なのかをご理解いただきたいという趣旨で参考資料④をお示しさせていただいた。 資料４でわからなかったことが、参考資料④で明確になった。 認可外保育施設の子どもの数が加古川市は全国一ということのある大学の先生からお聞きした。結局、今まで入れなかった子どもたちの受け皿として、認可外保育施設で保育を受けている実態が明らかになってきている。資料４の「量の見込み」を見たときに、認可外保育施設の子どもたちを考慮した場合には、今目標とする数値がクリアになる。 今後、この「量の見込み」に対して、受け皿としての「席」をどのように用意していくかというのは、この会議の中で話し合われていくのか。 ９月になると、園の現場では説明会・入園手続等が始まるわけだが、現場では保護者の方が事情を分からない中で、説明会等をしていく必要がある。 「量の見込み」についてどのように用意するかを会議の中で練っていただけるのかという点を、他の園の先生方からも質問を受けている。
委員	実際に子どもを募集する側からすると、認可外保育施設の数字というのはどう捉えるかというのは、おっしゃるとおりだと思う。
事務局	保護者等への広報については、広報かこがわやホームページを利用して、色々な機会に保護者の方に対する制度の周知に努めていきたい。当然、申込みの始まる９～１０月までには行いたいと考えている。 次に、確保策については、事務局側で案を検討したうえで、子ども・子育て会議にお示ししたいと考えている。 また、既存の私立認可保育園、私立幼稚園については、新制度上の施設に移行していただけるという前提で、利用定員をお伺いしたいと考えている。その利用定員を尊重したうえで、残る部分の確保策というのを考えていきたい。

委員	新制度に移行しない幼稚園・保育園においても、加古川市における教育・保育の質を保ちながら、充実した、質の良い、子どもたちが安心して幼稚園や保育園に通えるということが保護者の方の一番の望みだと思う。新制度に入らなければ施設型給付を受けないことになるが、受けない幼稚園でできることを支援いただけるような形を採っていただくのも、加古川市としてのビジョン・方向性ではないか。 認可・認可外ということを問わずに、この会議の中で、充実した教育・保育が受けられる体制を考えることができないか。 私立幼稚園3園は、まだ4歳児の受け入れは可能だと思うが、子どもを中心に置いて、保護者のニーズに合った、保護者が選べる器を用意していくというのが、加古川市が用意していく部分ではないかと思う。 公立幼稚園の4歳児の受け入れ希望の話があったが、私立幼稚園の4歳児ではだめなのか。そこをお聞きすることで、こちらも考えていけるように思う。
委員	保育料が5倍違う。一緒であれば、同じように考えたい。
委員	市の方でその差を埋める方策を考えていただきたい。
委員	先ほどの説明の中で、確保策については、利用定員、募集状況を聞き、そこから個別に相談していくということか。
事務局	各園の利用定員については、園それぞれに今後の展望もあると思われる。今と同じでいいという園についてはそのままであるが、近い将来、例えば認定こども園になるというような何らかの変更を考えられている園については、個別にお話をさせていただくことになる。
委員	確保策の方法については、保育協会としても関心が高く、どこの地域のどのあたりに保育園が認可になるとか、増えるとか、具体的なことがこの会議で話し合われるのかといったことを聞かれている方もいる。
事務局	確保策についてはこの会議で議題とする予定であるが、個別具体的なことに部分をこの会議でお諮りするかという点については、今後検討する必要があると考えている。
委員	4歳児の幼稚園の確保という点に限って言うと、今の話のような費用面など、どこまで保護者の選択権を市として保証するかというようなこと

事務局	になると思う。片方では4歳児の受け入れは難しく、片方では4歳児の受け入れは可能だという状況で、市として保護者の選択権の保障ができるかどうかという議論になると思う。 なお、就学前子どもに関しては、国の方もかなり予算を割くようになっていると思う。 (2) 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて本市が策定する基準関係条例について 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて本市が策定する基準関係条例について事務局より説明を行った。 【子ども・子育て支援新制度の施行に向けて本市が策定する基準関係条例について説明】資料5～7
委員	基本的には、府令・省令に従うような方向で基準を決めていくということである。議論としては、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」をもっと上回って考えていく必要があるかどうかという点になる。
委員	このたび、家庭的保育等が新しく事業として入ってくるわけだが、先日、他市の子ども・子育て会議で条例基準を変えたという事例をお聞きしたので、私も提案したい。 「家庭的保育」、「小規模保育（C型）」は、保育士の資格が不要な家庭的保育者とされているが、最近、保育ママや家庭的保育で死亡事故や事件が起きている。これを踏まえて、他市では家庭的保育者を要資格にするということを子ども・子育て会議で決議されたところもあると聞いている。保育というのは平等でないといけないと思うが、この基準がバラバラになってしまうと問題がある。人間形成の大事な幼児期という点と、加古川市のビジョンという点に考え方を向けると、保育士資格を入れていただくのが一番いいのではないかなと思う。
委員	条例を定めるということは重いこと。先ほど説明のあった参考資料④の白い部分を埋めていくという点について、埋めていくのはいいけれども、認可外保育施設で全部埋めていくのはおかしいと思う。やはり、公立・私立を中心に考えて、それで補えないところを認可外保育施設や、この家庭的保育等で補っていくということが必要ではないか。そういった部分の子ども・子育てを加古川市はどうするのかというのが、ポリシーであり、理念だと思う。先程、公立幼稚園の4歳児受け入れに関して、委員から「市として検討している」という発言もあったが、その検討と合

	わせながら、加古川市としての子ども・子育てをどうしていくのか、前回の会議でも発言させていただいたが、加古川独自の素晴らしい制度としていきたい。市民の方が喜んでくださるものであり、他所から見て加古川市は素晴らしいから視察に行こうというところを目指して、また保護者から見れば、公立に入れたら公立に預けるかも知れないし、少し費用が高くても私立を望めば私立に行くというような市の制度に持っていく。駅から勤務先に行くから駅の近くに欲しいというような場合は、駅の近くに家庭的保育事業といった条件が揃った施設を設ける。乱立をさせるのではなく、そこで万一の事故が起こらないようにために、条例の中できちんと謳っていくというのは肝に銘じておかないといけないと思う。
委員	資料５の「資格」に「家庭的保育者」や「研修修了者」とあるのは、あくまでも保育士といった資格の保有者を求めていくべきではないかとの意見である。この件はかなり報じられているところであり、国の基準自体が疑問視されているという傾向もある。そういう中で、他自治体の話も出たが、加古川市子ども・子育て会議の一つの意見としてどのように問題を捉えるのか。
事務局	「家庭的保育者」には、保育士資格や幼稚園教諭、看護師資格を有している方も含まれる。０～２歳児の保育について専門的な知識を有している保育士の有資格者であっても、２１時間の講義、２日間の実習が必要となる。さらに、保育士資格以外の方であれば、４０時間以上の講義、４８時間の実習が必要であり、全く未経験の方であれば、その先に２０日間の研修が必要とされる。 頂戴したようなご意見については、国の子ども・子育て会議でも同様の議論があり、国は保育士の数が増えていけば公定価格において差を設ける方針である。今ご説明した研修体制についても国が検討途上である。今後、国の動向やいただいたご意見にあったような他市の動向等も踏まえて、検討を進めることとしたい。
委員	資格によって報酬を変えろということだが、それでは「質」の確保にはならない。子どもを中心に置いて考えると最大限「質」の確保をしてもらわないといけないわけで、どこで線引きをするのかというのは、今後事務局の方で考えていただくとして、やはり最低限保育士というような専門教育を受けた人にしていただきたい。随分事件は起こっているわけで、訴訟にもなっているかと思う。その時に、行政が一目散に逃げ出さないためにも、ここできちんと決めていただきたいと思う。訴訟になっ

委員	た時に責任のなすりつけ合いで大変なことになっているというような事件もある。この条例を定めるときにきちんと、加古川市の理念を通していただけたら。そういうことで、これは子ども・子育て会議の意見としてお納めいただきたい。 預ける側としては、園を選ぶ際にその園に行って、雰囲気を見たり先生方のお話を聞くことしかできないわけだが、小さい子供を預かっていて何か事故があった時には、その園で事故があったのかということは、例えば市のホームページなどで確認することはできるのか。規制が緩くなることで事故が起きたときに、その当事者の親や同じ時に通っている親などは知ることが出来ても、次の世代はそれを知ることができなければなかなか根本的に解決することは難しいと思う。起きてしまった事故やトラブルについて保護者が自由に知ることが出来るのかどうか。 「家庭的保育者」というのを初めて知ったが、子どもを預かってくださるのがすべて保育士ではないということに驚きを感じた。保護者として、預けられればいいと思っているわけではなくて、まだ意思表示もしっかりできない子どもを預けるというのは、色々な不安や心配があって預けている。増やしていかなければいけない中で、保育士が足りないというのであれば、予算を色々なことに割いていかなければならないと思うが、市として保育士を増やすための制度や考えというのを持っているのか。また、そもそも保育士がどのくらい足りないのか、今は保育士として働いていないが、保育士の資格を持っている人をどう掘り起こしていくのか、保育士の資格を持っている方が加古川市の中に根本的に足りないのか、資格を持っている方が少ないから資格のない方でもいいというのはなくて、資格を持っていらっしゃる方をどう増やしていくのかということについて何か考えておられるのか。
委員	2点目について、保育士はかなりいるが、賃金が安いということがよく言われる。他の仕事に就かざるを得ないというようなことがよくある。掘り起こしというのは色々な自治体でもされている動向はあると思う。
事務局	事故について、加古川市では死亡事故は発生していないが、公立保育園においても、怪我をしてタクシーに乗って病院に行くというのはよくあること。開示の枠組みは、現時点では加古川市にはない。家庭的保育にしろ、保育施設にしろ新聞報道のとおり死亡事故等が発生している。それを受けて国の子ども・子育て会議でも「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」で事故情報の開示・公表の体制を整えることとされている。

委員	2点目について、保育士の登録は県単位で行っており、加古川市にどのくらいお住まいかどうかは残念ながらわかりかねる。兵庫県の保育協会において、人材バンクのような形であっせん事業を行われているように聞いており、そちらを活用しながら、さらに市でもハローワークに求人を出したりはするが、なかなか集まらない現状である。今後、県や協会だけでなく、市でも保育士として働きたい方の雇用喚起の方策について検討していきたい。
事務局	それでは、議事（2）についてはご意見いただいたということで、締めさせていただきます、今の質問に対しては、議事（3）に入るということで回答をお願いします。 （3）その他 加古川市における認定こども園の数、また、今後増えてくるのかということも含めて知りたい。教育・保育を提供していく認定こども園が社会福祉法人からどれだけ移行していくのか。 市立幼稚園が教育に加え、保育も提供していくことになると思うが、その時の利用者負担は応能負担かどうかお聞かせいただきたい。
委員	1点目のご質問について、認定こども園は4類型ある。幼稚園・保育所ともに認可を受けているのが「幼保連携型」、保育所の認可を受け幼稚園は認可外として運営しているのが「保育所型」、幼稚園の認可を受け保育所は認可外として運営しているのが「幼稚園型」となる。また、どちらの認可も受けていないものが「特定認可外施設型」とされている。本市においては、「保育所型認定こども園」が3園、「幼保連携型認定こども園」が1園、「幼稚園型認定こども園」が1園、「特定認可外施設型認定こども園」が1園である。 2点目の利用者負担について、先日、国の子ども・子育て会議において、公定価格と合わせて示された。そこでは、私立幼稚園・私立保育園に関して、国が示す基準額が示されている。公立幼稚園については、自治体それぞれが定めることとされており、申し訳ないが即答できる状況にない。今後検討していくことになる。
委員	利用者負担額は、市はいつ頃に発表されるのか。
事務局	何らかの形でお示しすることにはなるが、現時点で、国の方でも確定していない状況であるが、直接的に保護者の方に影響のある事項だと考えており、そんなに先送りはできないとしかお応えできる状況にない。出

委員	来るだけ早くに定めていきたいと考えている。 加古川市の私立幼稚園が、どんどん認定こども園に移行しているような印象を受けた。現在、幼稚園で新しく園児を募集する場合は、各園に任せた募集だと思う。これが認定こども園になると、保育を必要とする3～5歳児と、保育を必要としない3～5歳児とが同じように入園したいと思うと、保育を必要とする子どもが優先されるようになるのか、それとも認定こども園になったからといって募集する際は今までどおり園に任せるのか。募集の方法は変わってくるのか。
事務局	幼稚園に限らず、市から給付を受ける施設として確認を受ける施設については、園と市が協議をして、利用定員を定める必要がある。その際の区分が、「保育を必要としない3～5歳児（1号認定）」と、「保育を必要とする3～5歳児（2号認定）」、「保育を必要とする0～2歳児（3号認定）」になる。今のご質問の例でご説明すると、1号認定の定員と2号認定の定員をそれぞれ決めるので、2号認定の入園希望者が多いからといって1号認定の定員部分にくい込んでしまうということはない。また、「保育を必要とする子ども」については、市役所において利用調整ということになるため、園の方で園児の申込みを行ったり、選考を行うことは原則としてできない。1号認定については、選考の理由等を保護者の方にきちんと開示するといった若干の要件はあるものの、今までどおり応募者が多数であれば園の方で選考してよいということになる。
委員	「家庭的保育者」について、保育の資格を持った方でなければ事故などが心配だという意見があった。大学を出て資格を取った方の知識はもちろん大事だと思うが、お母さんという立場で、子育てを離れてからまた仕事・お手伝いをしたいという方のほうが経験という点ではかなり強いと思う。子どもの病気や怪我に対処するとき、母親の経験をした方達に保育をしていただけるほうが安心できるのではないかと。資格の有無はもちろん大切だと思うが、資格が無くても、先ほどの説明のような講義や実習を受けた方であれば、加古川市でもこういう方を多く増やしていくことで、資格のある方の報酬など費用を抑えることにつながるのではないと思う。
委員	資料5を見ると、研修修了者というのもあり、保育士であっても「家庭的保育」として新たな形の保育を行う場合には研修が必要になってくると思う。そのうえで、何も資格はないけれどもこのような仕事をしたいというような方に対する道の開き方も一考していただきたいというよう

委員	な意見かと思う。色々な考え方があると思うが、基本的に「質」の確保が前提にある点、また、命を預かるという点について、行政側の保証というところを加えて、この部分は事務局の方でまとめていただき、提示をお願いしたい。 資格を持っていて、子育て経験のある方だと、幼稚園でも保育所でも、保護者の方に安心してもらえるのではないかな。
委員	保育所でも0～2歳児については、子育て経験のある保育士を配置している。保護者の方の安心につながるし、大卒の若い保育士を配置しても、子育て経験がないのでいざというときの判断は全然違う。 事業を行うにあたって大切なのは、連携施設との関係性だと思う。また、全員が資格を持たないというのは非常に危険があると思う。今、色々な事故や事件が起きている事例を見ると、本園と事業をしている園の連携がうまくいっていたのか、また、保育事業・サービスをされているところが行政の管理下でうまくいっていたのかという課題が出てきていると思う。連携施設と事業とがぴったりに合って、保育士が派遣されるようなことがあって、そこにお手伝いをしてくださる方がいてという体制がきちんとしており、誰が見てもこれで安心という状態であればいいと思うが、この書類だけを見てこれでいいというのはどうかと思う。
委員	地域型保育事業というのは、経験者が主流になってくると思う。大卒の学生が、卒業後すぐにこのような事業に入れるかというとなかなか難しい面があるだろうと想像できる。家庭的保育は特にそうだろうし、今ご意見にあった連携施設などのあり方も含めて、お考えいただきたいと思う。
委員	資格の有無について、母親としても、子育てを終えて、保育士の資格を持っていらっしゃるという方が一番安心である。だとすれば、保育士の資格を持っていて、子育ても終えて、さらに仕事を続けていらっしゃる人でももちろんいいと思うが、子育てが終わった後に保育士の資格を生かして保育士として働くというのがベストだと思う。ただ、そのような人がどうして少ないのかというと、個人的には、賃金ではないかと思う。保育士の仕事というのは、特に資格がいらない仕事と同じくらいの賃金で驚いた。子どもを持つ親としては、自分の子どもを一日預かってくれるのに、こんなに安いお給料なんだ、他の資格で仕事をするのと、その資格で生活基盤が固まるほどのお給料なのに、保育士はどうしてこんなにお給料が低いんだろうと求人などを見て疑問に思っている。ここで言っ

委員	て、市がどうできるというわけではないと思うが、資格を取って働くだけの価値のある仕事だと思うし、子どもの命も預かっているし、初期教育というすごく重要な部分を担っていると思うので、保育士という仕事がもう少し賃金的に見返りのある仕事であればいいのになと思うし、本来はそうあるべきだと感じている。 保育士の資格が無くてもいいのではなくて、頑張って保育士の資格を取ろう、そして、もう一度社会に出て働こうと思えるだけの賃金的な見返りのある仕事であればいいのになと感じる。 そういう部分も含めて、質の確保ということで、加古川市として先例を作って他の自治体が視察に来られるくらい、子育てに関しては自信を持ってやっている自治体と言われるようにして欲しい。そのヒントは、今日の会議でもいくつか出てきたかと思う。そういった点も織り込んでいただき、事務局の方で取りまとめをお願いしたい。
3. 閉会	閉会の宣言